

平成31年3月29日
九州地方整備局

経営事項審査の確認資料の変更について

国土交通大臣（九州地方整備局）の建設業許可業者が、平成31年4月1日以降に経営事項審査の申請を行う際の確認資料等について、以下のとおり取扱い等を変更します。

1 変更点

- (1) 工事経歴書に記載されている建設工事に係る工事請負契約書等について
工事経歴書に記載された建設工事のうち、申請業種ごとに、請負金額の上位10件の契約書等の提出を求めていましたが、「10件」を「5件」に変更します。
※ 変更契約がある場合は、契約書等を添付するとともに、当初の契約書の空きスペース（別紙に記載可）に、変更契約ごとの日付、請負金額（税抜き、税込み）及び最終の請負金額（税抜き、税込み）の記載をお願いします。
- (2) 確認書類については、フラットファイル等に纏めたものをご提出してください。

2 対象者

九州地方整備局で経営事項審査を受審される大臣許可業者のみ適用されます。他機関で経営事項審査を受審される申請者は、それぞれの審査機関が指定する確認書類の提出をお願いします。

※詳細については、九州地方整備局HPの経営審査事項の手引き（確認書類一覧表）をごらんください。

URL：<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/pdf/190401keishintebiki.pdf>

問い合わせ先：国土交通省 九州地方整備局 建政部 建設産業課

建設業係、資力確保指導係
092-471-6331 内線(6147, 6146, 6153)